健康保険証廃止への対応ついて（続編）

- この資料は、2024年10月にリリースした資料に基づき、健康保険証廃止後の取り扱いのポイントを改めて整理したものです。
- 健康保険証の廃止に係る対応は、マイナ保険証を持っているか持っていないか、2024年12月1日までに加入したか12月2日以降に加入したか、要配慮者に同行して介助する必要があるかないか等によってその取扱いが異なり、非常に分かりにくくなっています。
- そこで、本続編においては取り急ぎ必要となる項目について説明するにとどめ、より詳細な取扱い等の説明を省略しています。
- また今後、法令・通知等が発出された場合、都度個別に対応することとなります。
- 加入者様、実施事業所ご担当者様には、ご不便をおかけしますがご理解くださいますようお願い致します。

2024年11月
日東紡績健康保険組合

【目次】

１．健康保険証の廃止について
２．2024年12月1日以前に加入した人の取扱い
３．2024年12月2日以降に加入した人の取扱い
４．マイナ保険証について
５．資格確認書／資格情報のお知らせについて
６．資格確認書の交付について
７．資格確認書に係るその他の留意点について
８．証の使用期間
９．その他

１．健康保険証の廃止について

- すでにNICONET全社掲示板及び当健康保険組合のホームページにおいてご案内のとおり、2024年12月2日をもって健康保険証が廃止されます。
- 健康保険証の廃止に伴い、医療機関を受診する場合はマイナンバーカード（マイナ保険証）によることが原則となります。
- マイナ保険証を持っていない等、マイナ保険証による医療機関等での資格確認を受けることが出来ない人が保険診療を受けられるようにするために交付する資格確認書（カード）は、あくまでも例外的な措置です。
- 2024年7月25日(木)以降の加入者に対して、資格情報のお知らせを通知します(Web導入を検討中)。資格情報のお知らせは、マイナ保険証・資格確認書とは別に保管していただく必要があります。

２．2024年12月1日以前に加入した人の取扱い

- 2024年12月1日以前に加入した人は、経過措置により、2025年12月1日までは現行の健康保険証を使用することが出来ます。ただし、以下の場合は健康保険証が使用できず健康保険証の再発行もしませんので、マイナ保険証で医療機関を受診していただきます。

①健康保険証を滅失（紛失・毀損等）した場合

②婚姻等で氏名を変更した場合

③生年月日や氏名等を修正した場合

④定年再雇用により、いったん退職し再加入した場合

⑤退職により任意継続被保険者になった場合

⑥日東紡グループ会社への転籍（出向ではありません）により所属する事業所が変更になった場合

⑦その他、当健康保険組合が個別に判断した場合

２．2024年12月1日以前に加入した人の取扱い（その２）

- 本編スライド№❹の①～⑦に該当し且つマイナ保険証がない場合は申請又は当健康保険組合の職権により資格確認書を交付しますが、資格確認書の交付には当分の間、2～3週間程度を要するため、その間に医療機関を受診する場合は、一旦、医療費の10割を医療機関で支払っていただき、別途「療養費支給申請書（立替払用）」により当健康保険組合に7割を請求し精算していただきます。なお立替払いにした場合、療養費支給申請書の提出後、審査を経たうえで給付しますので、精算は受診した月から2ヶ月～3ヶ月後になります。
- 上記のとおり、マイナ保険証がない場合、医療費の全額をいったん立て替えていただくことになりますので、マイナ保険証の登録をされていない方は予めご承知おきください。

３．2024年12月2日以降に加入した人の取扱い

- 本編スライド№❹の①～⑦に該当し且つマイナ保険証がない場合は申請又は当健康保険組合の職権により資格確認書を交付しますが、資格確認書の交付には当分の間、2～3週間程度を要するため、その間に医療機関を受診する場合は、一旦、医療費の10割を医療機関で支払っていただき、別途「療養費支給申請書（立替払用）」により当健康保険組合に7割を請求し精算していただきます。なお立替払いにした場合、療養費支給申請書の提出後、審査を経たうえで給付しますので、精算は受診した月から2ヶ月～3ヶ月後になります。

  ✓2024年10月時点では、新規資格取得時に申請により交付することとしていましたが、当分の間、当健康保険組合がマイナ保険証を保持していないことを確認したうえで職権により交付致します。

- 上記のとおり、マイナ保険証がない場合、医療費の全額をいったん立て替えていただくことになりますので、マイナ保険証の登録をされていない方は予めご承知おきください。

４．マイナ保険証について

・マイナ保険証とは、健康保険証利用登録が完了したマイナンバーカードのことです。

・健康保険証利用登録は、加入者が自身のマイナポータルまたは医療機関等の窓口などで登録する必要があります。なお、セブン銀行ATMでも登録が可能です。

＊セブン銀行ATMでの登録については下記URLをご覧ください。

https://www.sevenbank.co.jp/personal/atm/pdf/mynumbercard_hokensho.pdf

5．資格確認書／資格情報のお知らせについて

資格確認書／資格情報のお知らせ　の様式を以下に示します。

資格情報のお知らせ（個人番号下桁あり）

資格情報のお知らせ（個人番号下桁なし）

資格確認書（カード）

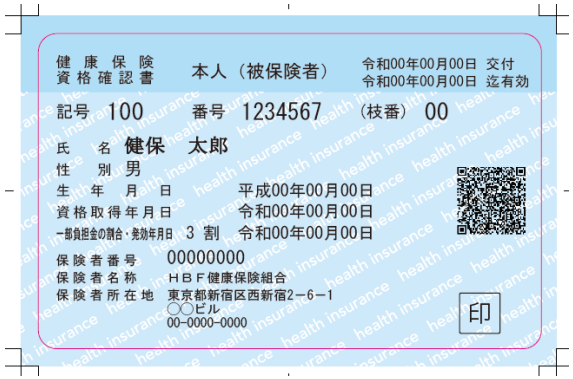

対象	2024年7月24日時点の加入者全員に一斉に配布（事業所経由）	2024年7月25日以降の新規加入者全員	マイナ保険証がない人
目的	・情報の正確性を担保し安心してマイナ保険証を利用するため ・オンライン資格確認義務化対象外の医療機関等受診時に提示するため	・加入者が自己の資格を確認するため ・情報の正確性を担保し安心してマイナ保険証を利用するため ・オンライン資格確認義務化対象外の医療機関等受診時に提示するため	・受診時に提示するため ＊交付には、当分の間2～3週間程度必要になるため、その間に医療機関を受診した場合はいったん医療費の全額を立て替える必要がある。
様式	Ａ4紙（個人番号下4桁あり）	Ａ4紙（個人番号下4桁なし） ＊Web導入を検討中	カード型
頻度	1回限り。	新規加入の都度。	申請発行又は職権発行
時期	2024年9月に一斉配布済。	2024年12月2日以降。	2024年12月2日以降。

出所：UBS社　被保険者証廃止　直前対策セミナー資料より抜粋、日東紡績健康保険組合が一部加筆

6．資格確認書の交付について

- マイナ保険証を持っている人には原則として資格確認書は交付できません。

資格確認書交付の類型

A	マイナンバーカードを紛失した。マイナンバーカードを更新中である。	申請により交付
B	マイナ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が要配慮者に同行して資格確認を補助する必要がある。	
C	マイナンバーカードを取得していない。	当健康保険組合の職権により交付
D	マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない。	
E	マイナ保険証の利用登録解除を申請した（登録解除者）。	
F	マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れになっている。	
G	マイナンバーカードを返納した。	

７．資格確認書に係るその他の留意点について

- 資格確認書の有効期間は5年以内とします。なお、有効期限の終期を統一するため、**初回に発行する資格確認書の有効期限は2027年8月31日とする予定**です。
- 資格確認書の再交付は申請により実施します。再交付手数料は徴収しません。ただし、再交付申請が頻繁に行われるような場合は、当健康保険組合　組合会の議決を経たうえで再交付手数料を徴収することとします。
- 資格確認書の回収は以下の通りに取り扱います。
  ・資格喪失の場合は回収します。
  ・資格確認書の記載事項に変更が生じた場合は差し替え（回収・再交付）となります。
  ・有効期限を満了した資格確認書は回収しませんので、各自適切に処分してください。

8．証の使用期間

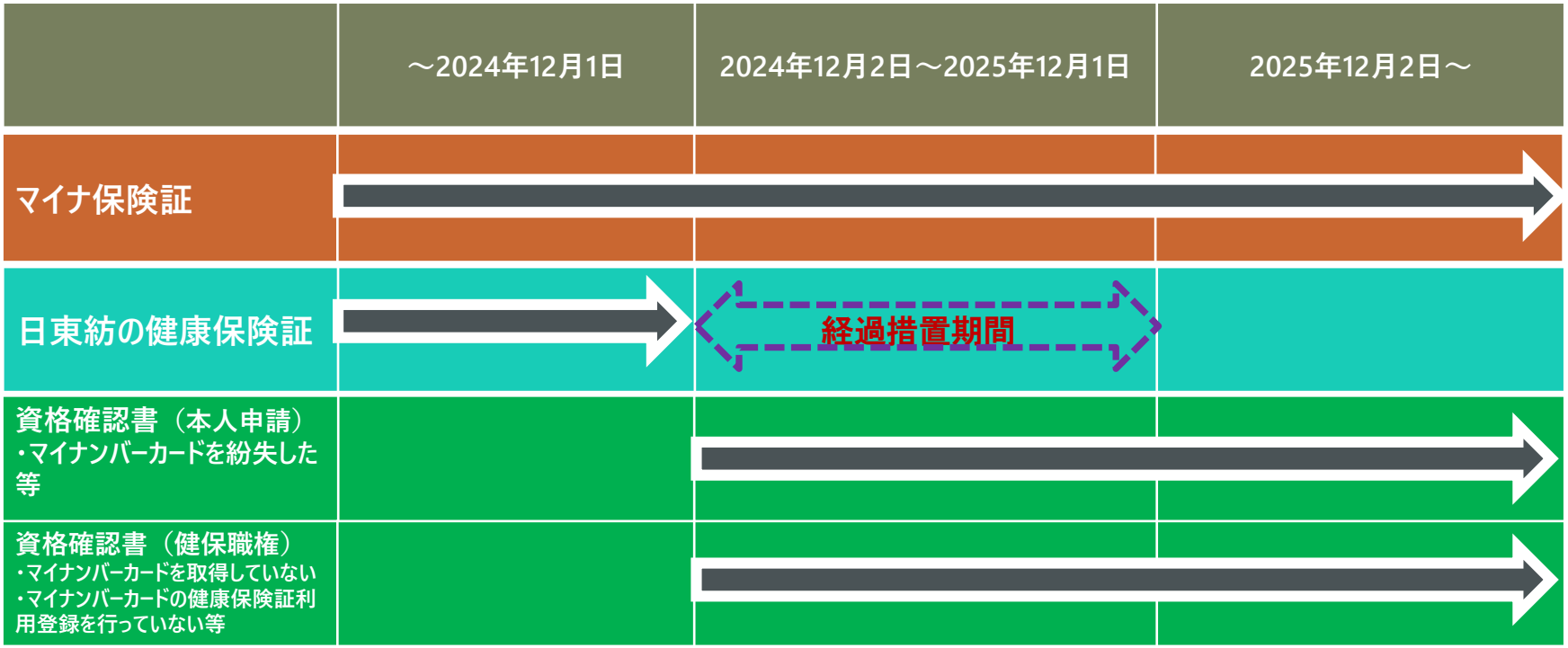

- マイナ保険証があれば、煩わしい諸手続きから解放されます。なお、マイナンバーカードの有効期限が切れた場合、当該日から３ヶ月以上経過するとマイナ保険証が使用できなくなりますので、マイナンバーカードの更新手続きを行ってください（本編スライド№❾）。
- 日東紡の健康保険証は経過措置期間中でも使用できなくなることがあります（本編スライド№❹）。
- 資格確認書の交付には当分の間２～３週間程度を要します。その間に医療機関を受診する場合は、医療費の全額をいったん立て替えていただくことになり、**療養費の精算は受診した月から2ヶ月～3ヶ月後**になります（本編スライド№❺❻）。

８．証の使用期間（マイナ保険証使用時の補足）

【マイナ保険証で医療機関を受診する場合において、受付がうまく行かなかった場合の措置について】

- マイナ保険証を持っている場合でも、対象者の氏名・年齢・住所等の照合による本人確認等を行う必要があるため、医療機関を保険診療で受診できるようになるまで4～5日を要することになります。

この間に医療機関を受診することになった場合は医療機関の受け付け時に以下の要領で対象者の資格確認を行い、保険診療で受診出来るよう厚労省から医療機関に対して周知されます。

➢再診の場合…対象者への口頭による確認。医療機関側で資格確認に必要な情報を把握していれば、医療機関の職員が口頭で確認します。

➢初診の場合…医療機関の職員から「被保険者資格申立書」の用紙を受け取り、対象者が当該用紙に、保険者名（日東紡績健康保険組合）・氏名・年齢・住所等を記入します。

- マイナ保険証を利用する際に、顔認証付きカードリーダーの不具合等、何らかの事情で受付（資格確認）を行えなかった場合も同様です。

参考：（厚生労働省　第186回社会保障審議会医療保険部会（2024年11月21日）資料に基づき日東紡績健康保険組合が作成）

9．その他

（1）健康保険証の回収

- ✓ 健康保険証は2024年12月2日で廃止となりますが、廃止後1年間（2025年12月1日まで）は、経過措置期間として、現行の健康保険証を使用することが出来ます。そこで**経過措置期間終了日（2025年12月1日）までは健康保険法施行規則第51条（被保険者証の返納）に基づき、これまでとおり、同条に該当する場合に健康保険証を回収します。**
- ✓ 経過措置期間終了日以降は健康保険証の回収は行いません。

（2）健康保険証の自主返納

- ✓ 健康保険証廃止日（2024年12月2日）以降経過措置期間終了日までの間の自主返納は受け付けますが、**健康保険証廃止日（2024年12月1日）前及び経過措置期間終了日（2025年12月1日）以降の自主返納は受け付けません。**
- ✓ なお、自主返納の際にはマイナ保険証を所持していることを当健康保険組合が確認したうえで受け付けします。

９．その他

（3）海外赴任中の日本での受診方法について

✓ 海外赴任されている方及び同行されている扶養家族の方が出張や一時帰国時に日本で医療機関を受診する際もこれまで説明してきた取扱いと同じです。

［マイナンバー及びマイナンバーカードについて］

➢マイナンバー制度が開始された2015年10月5日以降に日本国内で住民登録がある場合は、マイナンバーが付番されているので、申請を行うことでマイナンバーを所持することができます。マイナンバーの申請は帰任後（国内転入後）に行っていただければ問題ありません。

➢2024年5月27日から、日本国籍の方は、国外転出後もマイナンバーカードを継続して利用できることになりました。詳しくは下記URLをご参照ください。

https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/abroad

９．その他

（4）任意継続被保険者の取り扱いについて

✓任意継続被保険者も、これまで説明してきた取扱いと同じです。

（5）現行の健康保険証の発行受付について

✓現行の健康保険証交付の受付（被扶養者の追加を含む新規資格取得申請、滅失・破損再交付申請）は、2024年11月27日(水)午前中に当健康保険組合に到着した分までとします。電子申請の場合は2024年11月27日(水)午前中に当健康保険組合でダウンロードが完了した分までとします。到着日にかかわらず、資格取得日が2024年12月2日以降となる健康保険証は発行しません。

＊いずれも、申請書類・添付書類に不備がある場合は、現行の健康保険証は交付できませんのでご留意ください。

９．その他

（6）ホームページの改修について

✓当健康保険組合のホームページは、健康保険証の廃止に伴い、表記の修正や申請書の追加等、大幅に改修されますが、ホームページの運営委託先による一括改修となるため、**一部、当健康保険組合の運用に該当しない表記・申請書等が記載されます**。

✓当健康保険組合の運用に該当しない表記・申請書等は順次、再修正・入れ替えをしていきますが、運営委託先に対する他健保組合からの再修正依頼が集中することが予想されますので、**改修後のホームページに関して不明な点については、当健康保険組合までお問い合わせくださいますようお願い致します**。

✓なお、現在の申請書は新しい申請書に差し替えるまで使用可能です。